

特掲 C-9	C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理 指導料改	162
特掲 C-10	C006 在宅患者訪問リハビリテー ション指導管理料	163
特掲 C-11	C007 訪問看護指示料	164
特掲 C-12	C010 在宅患者連携指導料	165
特掲 C-13	C011 在宅患者緊急時等カンファ レンス料	166
特掲 C-14	C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料	167
特掲 C-15	第2章第2部第2節第1款 在宅療養指 導管理料	168
特掲 C-16	C103 在宅酸素療法指導管理料〔注 2〕遠隔モニタリング加算新, C107-2 在宅持 続陽圧呼吸療法指導管理料〔注2〕遠隔モニタ リング加算新	169
特掲 C-17	C107 在宅人工呼吸指導管理料	170
特掲 C-18	C110-2 在宅振戦等刺激装置治療 指導管理料, C110-3 在宅迷走神経電気刺激 治療指導管理料, C110-4 在宅仙骨神経刺激 療法指導管理料	171
特掲 C-19	C116 在宅植込型補助人工心臓 (非拍動流型) 指導管理料	172
特掲 C-20	C118 在宅腫瘍治療電場療法指導 管理料新, C119 在宅経肛門の自己洗腸指導 管理料新	173
特掲 C-21	掲示事項 C200 薬剤	174
特掲診療料 第3部 検査		
個別指導の状況		176
特掲 D-1	D003 糞便検査〔9〕カルプロテク チン(糞便)新	179
特掲 D-2	D006-11 FIP1L1-PDGFR α 融合遺 伝子検査新, D006-12 EGFR遺伝子検査(血 漿)新	180
特掲 D-3	D014 自己抗体検査〔44〕抗HLA抗 体(スクリーニング検査)新,〔45〕抗HLA抗 体(抗体特異性同定検査)新	181
特掲 D-4	D023 微生物核酸同定・定量検査 〔15〕細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出新	182
特掲 D-5	D211-3 時間内歩行試験	183
特掲 D-6	D211-4 シャトルウォーキングテスト	184
特掲 D-7	D215 超音波検査, D215 超音波検 査〔3〕の〔二〕胎児心エコー法改	185

特掲 D-8	D220 呼吸心拍監視, 新生児心拍・呼 吸監視, カルジオスコープ(ハートスコ ープ), カルジオオタコスコープ	186
特掲 D-9	D225-4 ヘッドアップティルト試験	187
特掲 D-10	D237 終夜睡眠ポリグラフィーの 〔1〕,〔2〕,〔3〕	188
特掲 D-11	D238 脳波検査判断料〔注3〕遠隔 脳波診断を行った場合	189
特掲 D-12	D246 アコースティックオトスコ ープを用いた鼓膜音響反射率検査	190
特掲 D-13	D282-2 行動観察による視力検査 の〔1〕,〔2〕	191
特掲 D-14	D282-3 コンタクトレンズ検査料	192
特掲 D-15	D283 発達及び知能検査, D284 人 格検査, D285 認知機能検査その他の心理検 査	193
特掲 D-16	D291-2 小児食物アレルギー負荷 検査	194
特掲 D-17	D291-3 内服・点滴誘発試験	195

特掲診療料 第4部 画像診断

個別指導の状況		198
特掲 E-1	通則 画像診断管理加算1, 2及び3	199
特掲 E-2	通則 画像診断管理加算1, 2及び3(遠 隔画像診断)	200
特掲 E-3	E202 磁気共鳴コンピューター断層 撮影(MRI撮影)	201

特掲診療料 第5部, 第6部 投薬, 注射

個別指導の状況		204
特掲 F-1	掲示事項 投薬期間に上限が設けられ ている医薬品(内服薬・外用薬)	208
特掲 F-2, G-1	F200 薬剤〔注5〕ビタミン剤 の算定, G100 薬剤〔注2〕ビタミン剤の算定	209
特掲 F-3	F400 処方箋料	210
特掲 F-4	F400 処方箋料〔注7〕一般名処方加 算	211
特掲 G-2	G004 点滴注射〔注3〕血漿成分製 剤加算, G005 中心静脈注射〔注1〕血漿成分 製剤加算	212



特掲診療料

第4部

画像診断

画像診断は診断の補助、治療法選択、経過観察、治療効果確認などに行われますが、その必要性が診療録から読み取れることが必要です。

実施した内容を診療録に記載し、画像等を保存しますが、診断結果及びその評価についての記載も必要です。

本書では、届出医師の読影報告の文書の写しを添付する必要がある場合などを解説します。報告書等、届出医師の署名があるなど施設基準要件に齟齬がないようにします。

参考／個別指導の状況 ※重複する内容は編集しました

● 画像診断 全般

〈記載〉

- ・実施した画像診断の必要性、結果及び結果の評価について、記載がない又は乏しい。
- ・診断結果を記載し、以後の診療に反映すること（他医で撮影したものを含む）。

〈算定〉

- ・個々の症状・所見に応じ、必要な項目を選択し、段階を踏み、漫然と実施することなく、その結果は適宜評価し治療に反映する。
- ・症状・所見等に応じて適正に行われていない。
- ・医学的に必要性が乏しい。
- ・画一的。
- ・必要性を十分考慮したうえで、必要最小限の実施に努めること。
- ・健康診断（治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に実施されたもの）と判断されるものについて、保険診療として請求した。

● 時間外緊急院内画像診断加算

〈算定〉

- ・医師が緊急に画像診断を行う必要性を判断することなく、自動的に算定した。

● 画像診断管理加算

〈記載〉

- ・読影及び診断結果の報告文書に、地方厚生（支）局長に届け出た専ら画像診断を担当する常勤の医師名の記載がなく、当該常勤の医師が診療を担当する医師に報告したことが不明確である。

〈算定〉

- ・地方厚生（支）局長に届け出た専ら画像診断を担当する常勤の医師以外の者が読影したものについて算定した。
- ・他の保険医療機関から画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果を文書により回答したものについて算定した（当該加算は、専ら画像診断を担当する医師の属する保険医療機関において当該患者の診療を担当する医師に報告した場合に算定する）。

● エックス線診断料 全般

〈算定〉

- ・単純撮影であるものを造影剤使用撮影として算定した。
- ・写真診断及び撮影に係る費用を実際に撮影した枚数以上に請求した。

● E000 透視診断

〈算定〉

- ・胸腔穿刺・腎孟用カテーテル交換の補助手段として行う場合に算定した。

● E001 写真診断

〈記載〉

- ・診断内容の記載がない。

● E200 コンピューター断層撮影（CT撮影）

〈記載〉

- ・所見及び検査結果の評価記載がない又は不十分。
- ・記載が乏しいため、必要性が読み取れない。

〈算定〉

- ・個々の患者の状態に応じ診療上の必要性を十分考慮したうえで必要最小限の実施に努めること。
- ・医学的に必要性が乏しい。

● E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）

〈記載〉

- ・MRI、MRI前検査については、それぞれの検査の必要性について記載する。
- ・検査結果の所見の記載に努める。

〈算定〉

- ・実施項目はルーチンとせず、患者個々の状態に応じて必要最小限とする。

特掲 E-1

通則 画像診断管理加算1，2及び3

画像診断管理加算は施設基準届出保険医療機関で算定できるものです。算定に当たっては、届出医師^{※1}の読影及び診断と報告文書の作成，診療録への報告文書の添付などの要件が満たされることが必要です。

	画像診断管理加算1	画像診断管理加算2又は3
対象	E001写真診断，E004基本的エックス線診断料，E102核医学診断，E203コンピューター断層診断	E102核医学診断，E203コンピューター断層診断
要件	①届出医師が，読影及び診断を行う ②届出医師は，結果を文書で，届出医師の属する保険医療機関において，患者の主治医に報告する ^{※2} ③主治医は，報告文書又はその写しを診療録へ貼付する	
算定	各月1回限り ^{※3} ，月の最初の診断日に算定する	

規定【貼付】

報告された文書又はその写しを診療録に貼付する。

記載等のポイント

- 読影及び診断は届出医師が行っている。
- 読影及び診断結果について，届出医師から文書で報告がある。
- 報告文書又はその写しを貼付する。
- 当該加算を算定する旨を記載する。

記載例

6月1日

初回PET-CT —その他省略—

画像診断管理加算2

評価：右胸膜肥厚と結節影に軽度異常集積あり。炎症疑うも腫瘍残存の可能性は否定できない。(報告文書貼付)

患者〇〇 撮影日6月1日 撮影内容(××××)

- 1) 常呼吸では右胸膜肥厚に一致してSUV 2.67までの軽度異常集積が認められます。胸膜に接する結節影に特に高い異常集積が見られるわけではありません。
- 2) 呼吸停止では胸膜肥厚に接する結節影に最大SUV 4.19の点状高集積が認められます。右肺の高吸収結節影にはSUV 3.39の軽度異常集積が認められます。
- 3) PET-CTでは炎症が疑われるRI集積ですが，腫瘍の可能性は否定できません。
- 4) 他に悪性腫瘍を思わせる異常集積なし。

放射線科 医師〇〇

※1 施設基準届出に際して，専ら画像診断を担当する常勤医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修を修了し，その旨が登録されている医師）を指します

※2 画像診断管理加算2又は3の保険医療機関では，自院の核医学診断及びコンピューター断層診断のうち，少なくとも8割以上のものの読影結果が，届出医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに，主治医に報告されていなければなりません

※3 画像診断管理加算2又は3を算定した場合には画像診断管理加算1は算定できません

- 1 当該加算を算定する旨を記載します
- 2 報告文書を貼付します
- 3 読影及び診断，結果報告は届出医師であることが必要です

特掲 E-2

通則 画像診断管理加算1, 2及び3 (遠隔画像診断)

画像診断における遠隔画像診断は、施設基準適合届出保険医療機関^{*1}で行った場合に算定できるものです。

送信側の保険医療機関において画像診断管理加算を算定します。

〈送信側〉

- ①画像データ送信
- ④報告された文書又はその写しを診療録に貼付
- ⑤画像診断管理加算 (遠隔画像診断) を算定

〈受信側〉

- ②読影及び診断を行う
- ③結果を文書で作成し、当該患者の診療を担当する医師 (主治医) に送付

	画像診断管理加算1 (遠隔画像診断)	画像診断管理加算2又は3 (遠隔画像診断)
対象	E001写真診断, E004基本的エック線診断料, E102核医学診断, E203コンピューター断層診断	E102核医学診断, E203コンピューター断層診断
要件	①受信側の届出医師が、読影及び診断を行う ②受信側の届出医師は、結果を文書で、届出医師の属する保険医療機関において、送信側の患者の主治医に報告する ③送信側の主治医は、報告文書又はその写しを診療録へ貼付する	
算定	(送信側) 各月1回限り、月の最初の診断日に算定する ^{*2}	

規定【貼付】

報告された文書又はその写しを診療録に貼付する。

記載等のポイント

〈送信側〉

- 遠隔画像診断を行った旨を記載する。
- 受信側保険医療機関の届出医師から文書で報告がある。
- 報告された文書又はその写しを診療録へ貼付する。
- 診断結果の要点及び結果に基づく治療方針等を記載する。
- 当該加算を算定する旨を記載する。

※1 遠隔脳波診断について施設基準届出は送信側、受信側の双方で行うことが必要です。また、送信側の届出書には受信側に係る事項も記載することになります

※2 遠隔画像診断を行った場合は、送信側の保険医療機関において撮影料、診断料及び画像診断管理加算 (算定要件を満たす場合のみ) を算定します。受信側における診断等に係る費用については受信側、送信側相互の合議に委ねられています

特掲 E-3

E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI 撮影)

※MRI 対応型ペースメーカー, MRI 対応型植込型除細動器又はMRI 対応型両室ペーシング機能付き植込型除細動器を植え込んだ患者に対してMRI 撮影を行う場合

MRI 対応型ペースメーカー, MRI 対応型植込型除細動器又はMRI 対応型両室ペーシング機能付き植込型除細動器を植え込んだ患者に対してはMRI 撮影を行うことができますが, この場合は, 厚生労働大臣が定める施設基準に加えて, 日本医学放射線学会, 日本磁気共鳴医学会, 日本不整脈学会が定める「MRI 対応植込み型デバイス患者のMRI 検査の施設基準」を満たす保険医療機関でのみ可能です。

規定【貼付】

MRI 対応型ペースメーカー, MRI 対応型植込型除細動器又はMRI 対応型両室ペーシング機能付き植込型除細動器を植え込んだ患者に対してMRI 撮影を行う場合は, 患者が携帯している当該機器を植え込んでいることを示すカード (製造販売業者が発行する「条件付きMRI 対応ペースメーカーカード」, 「条件付きMRI 対応ICDカード」又は「条件付きMRI 対応CRTDカード」) を確認し, そのカードの写しを診療録に貼付する。

記載等のポイント

- 「MRI 対応植込み型デバイス患者」であることを明記する。
- 「MRI 対応植込み型デバイスを植え込んでいることを示すカード」を確認する。
- カードの写しを貼付する。

記載例

症例：○年11月1日当院でMRI 対応ペースメーカーを移植
条件付きMRI 対応ペースメーカーカード及び手帳あり

8月1日

MRI 撮影に当たり, 文書を交付して説明。同意を得る。

MRI 対応植込み型機器カードを確認済み
(条件付MRI対応植込み型機器カードの写し貼付)

条件付MRI対応植込み型機器カード ○○社
患者氏名 社会保険次郎
植込み病院 ○○病院
病院連絡先：電話番号 診療科名 循環器内科
モデル番号 製造番号 植込み日 ○年11月1日

●1 「MRI 対応植込み型デバイス患者」であることを明記しておきます

●2 カードを確認します

●3 カードの写しを貼付します